

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第 22 回）

○日時

令和 6 年 1 月 26 日（金） 10 時 01 分～10 時 55 分

○場所

オンライン開催

○出席委員（五十音順）

東京大学先端科学技術研究センター 飯田委員、
同志社大学大学院 大串委員、東京大学大学院 加藤委員、
横浜国立大学・放送大学・神奈川大学 來生委員（小委員会委員長）、外苑法律事務所 桑原委員、
株式会社日本政策投資銀行 原田委員、
武蔵野大学経営学部経営学科 山内委員（ワーキンググループ座長）

○事務局

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 井上部長
経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 日暮課長
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課風力政策室 石井室長
国土交通省大臣官房 西村技術参事官
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 中川課長
国土交通省 港湾局 海洋・環境課 海洋利用開発室 鈴木室長

○議題

- ・洋上風力の EEZ 展開へ向けた論点と対応案について

○議事概要

【洋上風力のE E Z展開へ向けた論点と対応案について】

飯田委員

- ・ 協議会での議論を経て、設置許可に至るまでの期間の取扱いはいかがか。また、事業者の調整が不調に終わった場合の募集区域の取扱いはどうようにするのか。
- ・ 再エネ特措法における入札は為替影響等も踏まえて柔軟に運用すべきではないか。

桑原委員

- ・ 利害関係調整の方向性に異論はないが、利害関係者の範囲や特定方法、事業者の役割について、事業者の予見可能性の観点から今後詳細を検討していくべきではないか。
- ・ 事業規律に関して、事業者側の対応によっては、保証金の没収を含めたペナルティを課す必要がある一方で、必ずしも事業者側に非がない、やむを得ない事情で事業化できない場合、ペナルティが発生することがないように、バランスのとれた規律としていく必要があるのではないか。
- ・ 仮の許可や許可を付与する際の事業の適切性の審査には、事業者の適格性の審査も含まれているとの理解でよいのか。
- ・ 論点7の事業者支援に関して、一段階目で提示する供給価格が上限となると、事業者側のリスク緩和という二段階方式を採用する目的との関係で整合的なのか疑問。他方で、国民負担抑制という観点の盛り込み方についても、検討が必要ではないか。

加藤委員

- ・ 協議会の構成員については、できる限り合理的な方法で設定されるべき。
- ・ 事業者の予見性の観点から、事業承継に関して、領海内のように多様な事業者に参加機会を与えるという考え方を適用され得るのかについて整理が必要ではないか。

太串委員

- ・ 利害関係者の範囲について、漁業者は海域を通るだけで利害関係者になるのか等、その範囲を検討していくべき。
- ・ EEZ において地方自治体は管轄外であるが、海底電線の敷設ルート等が複数の自治体を通るとき等、複数の自治体がかかわる際には、国のイニシアティブが必要になるのではないか。

原田委員

- ・ 事業規律に係る費用負担、保証金については、その規模についてはよく吟味する必要があるのではないか。
- ・ EEZ は離岸距離があるため、着床式と異なり事業コストが当然高くなることから、どのように FIT/FIP 支援をするのか今後検討していくべき。

石原委員（書面意見）

- ・ 再エネ特措法に基づく FIT/FIP 入札の上限価格については、仮の許可の申請時に事業者が提示した額だけでなく、事業を開始する段階における国が決めた上限価格の低い方を設定するべきではないか。

片石委員（書面意見）

- ・ 漁業関係者が複数の募集区域の関係者と調整が必要になるため、漁業者団体等の対応についても配慮すべきではないか。
- ・ （仮許可を受けた）複数の事業者が漁業者と調整すると混乱が生じるのではないか。

菊池委員（書面意見）

- ・ 利害関係者をどのように特定していくのか検討していくべき。協議会が紛糾した場合の対応についても、事業予見性の観点からどのように対応するのか検討していくべき。

事務局

- ・ 仮許可と本許可の間の期間については何らかの上限を設ける必要があるのではないかと考えている。また、調整が不調に終わった場合は再募集といった措置を講じていく必要があると考えている。
- ・ FIT/FIP に係る支援を受けようとする場合には、再エネ特措法に基づく入札に参加することになるが、これは FID、最終投資判断をする直前となるため、為替等の影響を受ける期間が短くなり、二段階方式のメリットを受ける形になるのではないか。
- ・ 利害関係者の範囲や特定方法については、事業者の予見可能性を考慮しながら、今後、具体的な運用について検討していく。
- ・ 事業承継の際の審査については、当然事業者の適格性についても含めて審査していく必要があると考えている。
- ・ 上限価格について、FIT/FIP 入札に参加するタイミングでは、詳細設計が完了しており、より精緻な計画となるため、価格が低減していく方向であると想定。具体的な運用については今後検討していく。
- ・ 協議会の設定に関して、利害関係者をどのような形で特定していくのかについては、国がイニシアティブをとり細部の運用を詰める段階で水産庁ともよく連携し議論してまいりたい。
- ・ 募集区域の中で仮許可を受ける事業者が複数いる場合、募集区域一つに対し一つの協議会をおき、その下に事業者ごとの分科会を設定するのも一案。共通して議論できるものは、一つの協議会の中で議論することもあり得るのではないか。
- ・ 保証金の規模については、今後、具体的な運用について検討していく。
- ・ 着床式の案件と EEZ での案件について何らかの差異を設けていく必要があるのではないかという指摘について、EEZ となるとエリアが広くなり、風速も上がるためビジネス性が向上する観点もある。こうした面も含め今後入札制度について詳細を検討してまいりたい。

来生委員長

- ・ EEZ での設置の許可に対して何らかお金をとるに当たって、領海内と異なり占有許可ではないという制度を前提とすると、課金をする根拠と、金額をどう算定するのかという点については整理が必要ではないか。

山内座長

- ・ 概ね方向性については異論がないということかと思うので、次回はこれまでの資料をリバイスいただき、書面審議ということでいかがか。異議なしということで、そのような手続きで進めたい。

以上